



熊本県公報

第 1 1 8 1 0 号
平成 21 年 5 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 1
- 熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (〃) 5
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 11

告 示

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 11
- 公用水面埋立免許…………… (漁港漁場整備課) 11
- 漁港施設使用料の徴収事務委託について…………… (〃) 12
- 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定…………… (薬務衛生課) 13
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 13
- 天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)…………… (水産振興課) 13
- 保安林の指定の解除…………… (森林保全課) 22
- 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定)…………… (都市計画課) 22
- 熊本都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更(熊本県決定)…………… (〃) 22
- 使用料の収納事務委託…………… (港湾課) 22
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 23
- 道路の区域変更…………… (〃) 23
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 24
- 平成21年6月県議会定例会の招集…………… (財政課) 24
- 指定代理納付者の指定…………… (税務課) 24

公 告

- 熊本都市計画下水道の変更(嘉島町決定)…………… (都市計画課) 24
- 平成21年度狩猟免許試験並びに狩猟免許有効期間更新に伴う適性検査及び講習…………… (自然保護課) 25
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画・技術管理課) 27
- 農業振興地域の区域の変更…………… (農村・担い手支援課) 27
- 農業振興地域の区域の変更…………… (〃) 28
- 農業振興地域の区域の変更…………… (〃) 28
- 農業振興地域の区域の変更…………… (〃) 29
- 平成20年度熊本県個人情報公開条例の運用状況…………… (私学文書課) 29
- 平成20年度熊本県個人情報保護条例の運用状況…………… (〃) 33
- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託落札者決定…………… (市町村総室) 40

登 載 依 頼

- 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (警察本部生活安全企画課) 41
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 43
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表(公告)…………… (有明海自動車航送船組合) 44
- 熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 49
- 熊本県・市町村体育施設等予約システム運営委託業務に係る告示…………… (体育保健課) 49
- 熊本県・市町村体育施設等予約システム運営委託業務の総合評価一般競争入札に係る公告…………… (〃) 50

規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 3 号

熊本県建築基準法施行細則（昭和 5 4 年熊本県規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の各号」の次に「に掲げる場合に応じ、当該各号」を加える。

第 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（建築確認台帳記載事項の証明申請等）

第 5 条の 3 法第 1 2 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されている事項に係る証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる証明の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 建築物に係る証明 建築確認台帳記載事項証明申請書（建築物）（別記第 8 号の 4 様式）

(2) 建築設備に係る証明 建築確認台帳記載事項証明申請書（建築設備）（別記第 8 号の 5 様式）

(3) 工作物に係る証明 建築確認台帳記載事項証明申請書（工作物）（別記第 8 号の 6 様式）

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる証明の区分に応じ、当該各号に定める証明書を申請者に交付するものとする。

(1) 前項第 1 号の証明 建築確認台帳記載事項証明書（建築物）（別記第 8 号の 7 様式）

(2) 前項第 2 号の証明 建築確認台帳記載事項証明書（建築設備）（別記第 8 号の 8 様式）

(3) 前項第 3 号の証明 建築確認台帳記載事項証明書（工作物）（別記第 8 号の 9 様式）

別記第 8 号の 3 様式の次に次の 6 様式を加える。

別記第 8 号の 4 様式（第 5 条の 3 関係）

建築確認台帳記載事項証明申請書（建築物）

下記のとおり、建築基準法第 1 2 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されている事項の証明を申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)

熊本県知事 様

記

1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号				
2 建築主氏名					
3 敷地の位置					
4 建築物	主要用途		工事種別		
	構造	造	階数	地上 階 地下 階	
	敷地面積			m ²	
	延べ面積	申請部分			m ²
		申請部分以外			m ²
	合計			m ²	
5 備考					

備考 申請者欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 8 号の 5 様式（第 5 条の 3 関係）

建築確認台帳記載事項証明申請書（建築設備）

下記のとおり、建築基準法第 1 2 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されている事項の証明を申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)

熊本県知事 様

記

1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号			
2 設置者氏名				
3 所在地				
4 建築設備	種別		用途	
	積載荷重		N 定格速度	
5 備考				

備考 申請者欄の氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 8 号の 6 様式 (第 5 条の 3 関係)

建築確認台帳記載事項証明書 (工作物)

下記のとおり、建築基準法第 12 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されている事項の証明を申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)

熊本県知事 様

記

1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号			
2 築造主氏名				
3 敷地の位置				
4 工作物	用途又は種別		工事種別	
	高さ又は築造面積		m 構造 m ²	
5 備考				

備考 申請者欄の氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 8 号の 7 様式 (第 5 条の 3 関係)

第 号

建築確認台帳記載事項証明書 (建築物)

住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり、建築基準法第 12 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されていることを証明します。

記

1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号					
2 建築主氏名						
3 敷地の位置						
4 建築物	主要用途		工事種別			
	構造		階数	地上 階 地下 階		
	敷地面積				m ²	
	延べ面積	申請部分				m ²
		申請部分以外				m ²
	合計				m ²	
5 備考						

年 月 日

熊本県知事

印

別記第 8 号の 8 様式 (第 5 条の 3 関係)

第 号				
建築確認台帳記載事項証明書 (建築設備)				
住所 氏名 (名称及び代表者氏名)				
下記のとおり、建築基準法第 1 2 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されていることを証明します。				
記				
1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号			
2 設置者氏名				
3 所在地				
4 建築設備	種別		用途	
	積載荷重	N	定格速度	
5 備考				
年 月 日				
熊本県知事				
印				

別記第 8 号の 9 様式 (第 5 条の 3 関係)

第 号	
建築確認台帳記載事項証明書 (工作物)	
住所 氏名 (名称及び代表者氏名)	
下記のとおり、建築基準法第 1 2 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されていることを証明します。	
記	

1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号			
2 築造主氏名				
3 敷地の位置				
4 工作物	用途又は種別		工事種別	
	高さ又は築造面積		構造	
5 備考				

年 月 日

熊本県知事 印

附 則
この規則は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 4 号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築士法施行細則（昭和 2 6 年熊本県規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「その旨を記載し、免許証を添え」を「二級・木造建築士登録事項変更届出書（別記第 3 号様式）に、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて」に改め、同条第 2 項中「前項の届出があった場合は、名簿を訂正し、かつ、」を「第 1 項の規定による届出があったときは名簿を訂正し、前項の規定による申請があったときは」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証に記載された事項に変更があったときは、二級・木造建築士免許証書換交付申請書（別記第 4 号様式）に、免許証を添えて、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

第 6 条第 1 項中「場合には」を「場合においては」に、「それぞれ二級建築士免許証再交付申請書又は木造建築士免許証再交付申請書にその理由を記載し、汚損したときには、その免許証を添え、これを知事に提出しなければならない」を「二級・木造建築士免許証再交付申請書（別記第 5 号様式）に、住民票の写し及び汚損した場合にあっては免許証を添えて、知事に免許証の再交付を申請しなければならない」に改め、同条第 2 項中「規定によって」を「規定により」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、免許証を再交付する。
第 7 条中第 3 項を削り、同条第 2 項中「死亡し、又は失そう」を「失踪」に、「死亡又は失そう」を「失踪」に、「免許証を添え、その旨を」を「死亡、後見開始等届出書（別記第 6 号様式）に、免許証及びその旨を証する書類を添えて、」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「木造建築士は、」の次に「法第 9 条第 1 項第 1 号の規定による」を加え、「それぞれ二級建築士免許取消申請書又は木造建築士免許証取消申請書に、免許証を添え」を「二級・木造建築士免許取消申請書（別記第 7 号様式）に、免許証を添えて」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

二級建築士又は木造建築士が法第 8 条の 2 各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、同条各号に定める者は、死亡、後見開始等届出書（別記第 6 号様式）に、免許証及びその旨を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

第 7 条第 4 項中「法第 9 条前段」を「法第 9 条第 1 項（第 1 号及び第 2 号を除き、第 3 号にあっては法第 8 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する場合に限る。）」に改める。

第 9 条中「別記第 3 号様式」を「二級・木造建築士住所等の届出（別記第 8 号様式）」に改める。

第 1 3 条の 2 第 1 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「別記第 4 号様式」を「別記第 9 号様式」に改める。

別記第 1 号様式備考 2 及び別記第 1 号の 2 様式備考 2 中「数字は、アラビア数字を用い、」を削る。

別記第 4 号様式を別記第 9 号様式とし、別記第 3 号様式を別記第 8 号様式とし、別記第 2 号の 2 様式の次に次の 5 様式を加える。

別記第 3 号様式(第 5 条関係)

二級 ・ 木造建築士登録事項変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名 印

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、熊本県建築士法施行細則第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

登 録 事 項		変 更		
1 フ リ ガ ナ 氏 名				
2 生 年 月 日	年 月 日	年 月 日		
3 性 別				
4 登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造			
5 登 録 番 号	第 号			
6 登 録 年 月 日	年 月 日			
7 変 更 年 月 日	年 月 日			
8 変 更 の 理 由				
※受付印	※戸籍謄本等照合	※建築士名簿照合	※本人確認	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 戸籍謄本(抄本)を 1 通添付してください。

別記第 4 号様式(第 5 条関係)

二級・木造建築士免許証書換交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名 印

下記のとおり免許証の記載事項に変更が生じたので、熊本県建築士法施行細則第5条第2項の規定により書換え交付を申請します。

記 載 事 項		変 更	
1	フリガナ 氏 名		
2	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
3	性 別		
4	登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造	
5	登 録 番 号	第	号
6	登 録 年 月 日	年 月 日	
7	変 更 年 月 日	年 月 日	
8	変 更 の 理 由		
※受付欄		※証紙添付欄	
※審査		※責任者(職氏名) 印	
※登録番号		※登録年月日	年 月 日

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 熊本県収入証紙は、証紙添付欄に貼付してください。なお、証紙は消印しないでください。

別記第5号様式(第6条関係)

二級・木造建築士免許証再交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名 印

免許証を(汚損した・失った)ので、熊本県建築士法施行細則第6条第1項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

フリガナ 1 氏 名			
2 生 年 月 日	年 月 日		
3 性 別			
4 登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造		
5 登 録 番 号	第 号		
6 登 録 年 月 日	年 月 日		
7 汚 損 又 は 失 っ た 日	年 月 日		
8 汚 損 又 は 失 っ た て ん 末 (具 体 的 に 必 ず 記 入 する 事)			
※受付欄		※証紙添付欄	
※審査		※責任者(職氏名) 印	
※登録番号		※登録年月日	年 月 日

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 熊本県収入証紙は、証紙添付欄に貼付してください。なお、証紙は消印しないでください。
- 4 住民票の写し(発行日から6か月以内のもので、本籍地の記載のあるもの)を1通添付してください。
- 5 汚損による再交付申請の場合は、その建築士免許証を添付してください。

別記第6号様式(第7条関係)

死亡、後見開始等届出書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所
氏 名 印

熊本県建築士法施行細則第7条第1項又は同条第3項の規定により届け出ます。

1	フリガナ 氏 名			
2	生 年 月 日	年 月 日		
3	性 別			
4	登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造		
5	登 録 番 号	第 号		
6	登 録 年 月 日	年 月 日		
7	届 出 理 由			
8	事 実 発 生 年 月 日	年 月 日		
	※ 受付印	※関係書類照合	※建築士名簿照合	※本人確認

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 建築士免許証を添付してください。
- 4 届出理由を証する書類(死亡証明、後見開始又は保佐開始の審判を受けた事の証明等)を添付してください。

別記第7号様式(第7条関係)

二級・木造建築士免許取消申請書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名 印

(二級・木造) 建築士の免許を取り消したいので、熊本県建築士法施行細則第 7 条第 2 項の規定により申請します。

フリガナ 1 氏 名			
2 生 年 月 日	年 月 日		
3 性 別			
4 登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造		
5 登 録 番 号	第 号		
6 登 録 年 月 日	年 月 日		
7 取 消 し の 理 由			
※受付印	※建築士名簿照合	※本人確認	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 ※欄は、記入しないでください。
 - 3 建築士免許証を添付してください。
- 附 則
この規則は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。
-

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第25号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の告示）

第25条の2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第80条第1項及び第121条において「法」という。）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下この条において「指定代理納付者」という。）を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項に変更があったとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

（1）指定代理納付者の氏名又は名称及び住所

（2）指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容

（3）指定代理納付者に代理納付させる期間

（4）指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

第80条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

別表第5教育事務所の項中「庶務課長」を「管理課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県公告第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字北田925番4、同925番6、同928番6及び同928番9
308.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字惣領928番4
宮田 和也

熊本県公告第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番66及び同3190番709
783.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森一丁目4番地4
株式会社エフ・アンド・ピー

熊本県告示第520号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 免許年月日
平成21年5月29日
- 2 出願者の住所及び氏名
天草市東浜町8番1号 道路管理者 天草市
- 3 埋立区域
(1) 位置
天草市新和町大多尾字野田崎2516の4に隣接する無番地（堤）地先並びに2525の41、2525の39地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成 20 年春分の日における満潮位 (D. L. + 3. 48メートル) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 大多尾漁港 3 号防波堤灯台 (北緯 32 度 21 分 23 秒、東経 130 度 12 分 50 秒) から 217 度 14 分 31 秒 501. 572メートルの地点
②の地点 ①の地点から 218 度 20 分 07 秒 6. 945メートルの地点
③の地点 ②の地点から 211 度 17 分 29 秒 9. 900メートルの地点
④の地点 ③の地点から 210 度 48 分 13 秒 2. 947メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 210 度 23 分 44 秒 6. 848メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 210 度 37 分 47 秒 20. 006メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 211 度 00 分 52 秒 13. 345メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 211 度 31 分 37 秒 4. 328メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から 213 度 26 分 21 秒 7. 346メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から 215 度 42 分 45 秒 8. 110メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から 218 度 10 分 30 秒 4. 873メートルの地点

(3) 面積

398. 60 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

天草市新和町大多尾字野田崎 2516 の 4 に隣接する無番地 (堤) 地先並びに 2525 の 41、2525 の 39 地先公有水面

(2) 区域

次の㊶の地点から㊷の地点までを順次直線で結んだ線及び㊷の地点と㊶の地点を結ぶ平成 20 年春分の日における満潮位 (D. L. + 3. 48メートル) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ㊶の地点 大多尾漁港 3 号防波堤灯台 (北緯 32 度 21 分 23 秒、東経 130 度 12 分 50 秒) から 216 度 57 分 07 秒 463. 144メートルの地点
㊷の地点 ㊶の地点から 208 度 27 分 44 秒 57. 938メートルの地点
㊸の地点 ㊷の地点から 210 度 23 分 43 秒 38. 635メートルの地点
㊹の地点 ㊸の地点から 213 度 26 分 27 秒 18. 110メートルの地点
㊺の地点 ㊹の地点から 218 度 10 分 23 秒 19. 648メートルの地点
㊻の地点 ㊺の地点から 310 度 31 分 14 秒 8. 845メートルの地点

(3) 面積

1, 487. 20 平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

熊本県告示第 521 号

熊本県漁港管理条例 (昭和 37 年熊本県条例第 17 号) 第 15 条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 2 項の規定により告示する。

なお、平成 20 年 4 月 30 日熊本県告示第 445 号 (熊本県漁港管理条例第 15 条に規定する使用料の徴収事務の委託) は、廃止する。

平成 21 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲島郁夫

Table with 2 columns: 漁港名 (Fishing Port Name) and 受託者 (Contractor). Rows include 赤瀬漁港, 郡浦漁港, 塩屋漁港, 合串漁港, 丸島漁港, 鳩之釜漁港, 樋合漁港, 佐伊津漁港, 二江漁港, 富岡漁港, 大江漁港, 大多尾漁港, 宮田漁港, 御所浦漁港, 下桶川漁港.

牛深漁港

天草漁業協同組合

熊本県告示第 5 2 2 号

理容師法（昭和 2 2 年法律第 2 3 4 号）第 1 1 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 3 2 年法律第 1 6 3 号）第 1 2 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 所在地 東京都江東区有明 3 丁目 1 番 2 5 号
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程 平成 2 1 年 1 1 月 2 日（月）、同月 1 6 日（月）及び同月 3 0 日（月）
 - (2) 講習科目
 - ア 管理理容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生学
 - (イ) 理容所の衛生管理
 - イ 管理美容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生学
 - (イ) 美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場

1 1 月 2 日、1 6 日	熊本県立劇場 大会議室（熊本市大江二丁目 7 - 1）
1 1 月 3 0 日	熊本市民会館 大会議室（熊本市桜町 1 - 3）
 - (4) 受講料 1 8, 0 0 0 円
- 3 問い合わせ先 財団法人理容師美容師試験研修センター南九州ブロック事務所（鹿児島市加治屋町 1 1 番 2 号鶴丸技芸ビル 2 階 電話 0 9 9 - 2 2 2 - 4 5 7 0）

熊本県告示第 5 2 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
老人保健施設愛・ライフ内牧 阿蘇市内牧 1 1 0 5 番地の 1	医療法人社団坂梨会	平成 2 1 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 2 4 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域、その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、免許予定日、免許申請期間及び漁業権の存続期間を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 下記のとおり
 - (2) 漁業の時期 //
 - (3) 漁場の位置及び区域 //
- 2 地元地区 //
- 3 制限又は条件 //
- 4 免許予定日 平成 2 1 年 9 月 1 日
- 5 免許申請期間 平成 2 1 年 6 月 1 日から平成 2 1 年 7 月 1 5 日まで
- 6 漁業権の存続期間

漁場計画番号	存続期間
天区第 1 3 1 号 天区第 2 6 6 号から天区第 2 7 3 号まで 天区第 3 6 3 号から天区第 3 6 9 号まで	免許の日から 平成 2 5 年 8 月 3 1 日まで

天区第773号から天区第779号まで

記

漁場計画番号 天区第131号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第406号(熊本県漁場基点天第224号(天草市倉岳町宮田落人鼻南端)と平瀬島東端を見通した線から天第224号を基点として右へ288度10分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ)

ア 基点1と天草市倉岳町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ24度・100メートルのところ

イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ345度・270メートルのところ

ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・245メートルのところ

エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ204度30分・55メートルのところ

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第266号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第26号(上天草市大矢野町中満超鼻突端)

基点2 熊本県漁場基点天第27号(上天草市大矢野町中ヤトリ瀬西側突端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ87度30分・338メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ88度15分・290メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ69度30分・285メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度55分・322メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ34度30分・356メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ47度20分・443メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

漁場計画番号 天区第267号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第329号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)

基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・115メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ286度15分・95メートルのところ

- オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 1 6 度 4 0 分・8 5 メートルのところ
- カ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 3 0 分・5 0 メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第 2 6 8 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ及び基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 3 0 0 号（熊本県漁場基点天第 5 0 号（上天草市大矢野町維和の大桜鼻南端）と天第 3 7 号（上天草市大矢野町野牛島南端）を見通した線から天第 5 0 号を基点として右へ 2 3 度 4 4 分の線が陸岸と交わるところ（野牛島東端））
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 5 0 号（熊本県漁場基点天第 3 7 号（野牛島南端）と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第 3 7 号を基点として右へ 2 8 度 4 0 分の線と、天第 4 0 号（上天草市大矢野町登立治郎田鼻突提東側突端）上天草市大矢野町禿島南端を見通した線から天第 4 0 号を基点として右へ 3 9 度 1 5 分の線との交点（大桜鼻南端））
- ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 9 1 度 3 5 分・1 3 5 メートルのところ
- イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 2 1 度 3 5 分・8 7 メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第 2 6 9 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 4 1 9 号（熊本県漁場基点天第 5 2 号（笹島東端）と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第 5 2 号を基点として右へ 3 2 度 4 1 分の線が上天草市大矢野町維和の大鷲ノ浦地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ）
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 5 2 号（上天草市大矢野町笹島東端）
- ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 2 3 度・6 5 メートルのところ
- イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 4 4 度 3 0 分・6 8 メートルのところ
- ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 5 8 度 1 0 分・3 4 メートルのところ
- エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 3 4 度 3 0 分・3 5 メートルのところ
- オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 4 4 度・6 5 メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
 - 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 2 7 0 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 3 0 5 号（熊本県漁場基点天第 5 0 号（上天草市大矢野町維和の大桜鼻南端）と天第 2 9 9 号（上天草市大矢野町野牛島北東端）を見通した線から天第 5 0 号を基点として右へ 2 3 5 度 1 0 分の線が上天草市大矢野町維和千束の陸岸と交わるところ）
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 5 0 号（熊本県漁場基点天第 3 7 号（上天草市大矢野町野牛島南端）と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第 3 7 号を基点

として右へ 286 度 40 分の線と天第 40 号（上天草市大矢野町登立治郎田鼻突
堤東側突端）と上天草市大矢野町の線との交点（大桜鼻南端）
ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 310 度 30 分・8
0 メートルのところ
イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 30 分・120
メートルのところ
ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 34 度 20 分・10
0 メートルのところ
エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 43 度 30 分・76
メートルのところ
2 地元地区 上天草市大矢野町
3 制限又は条件
漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。

漁場計画番号 天区第 271 号
1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
(4) 漁場の区域 次の基点 1、ア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点天第 292 号（熊本県漁場基点天第 43 号（神崎鼻南端）
と火第 2 号（宇城市三角町三角港荷島灯台）を見通した線から天第 43 号を基点
として右へ 93 度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ）
基点 2 熊本県漁場基点天第 43 号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）
ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 0 度・135 メー
トルのところ
イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 342 度・145 メ
ートルのところ
ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 272 度・40 メー
トルのところ
2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第 272 号
1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ
って囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点天第 412 号（熊本県漁場基点天第 43 号（神崎鼻南端）
と火第 2 号（宇城市三角町三角港荷島灯台）を見通した線から天第 43 号を基点
として右へ 278 度 30 分の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わると
ころ）
基点 2 熊本県漁場基点天第 43 号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）
ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 347 度・135 メ
ートルのところ
イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 22 度 15 分・17
5 メートルのところ
ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 43 度・95 メー
トルのところ
エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 338 度・75 メー
トルのところ
2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第 273 号
1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸
線とによって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点天第 321 号（熊本県漁場基点天第 51 号（笹島北端）と
天第 36 号（上天草市大矢野町横島中鼻東端）を見通した線から天第 51 号を基
点として右へ 166 度 38 分 20 秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交
わるところ）

基点 2 熊本県漁場基点天第 5 1 号 (上天草市大矢野町笹島北端)
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 6 8 度・9 5 メートルのところ
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 9 0 度 3 0 分・5 5 メートルのところ
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 8 5 度・5 0 メートルのところ
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 2 9 度・3 0 メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町
 3 制限又は条件
 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 3 6 3 号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 かに養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点 1 熊本県漁場基点天第 3 0 5 号 (熊本県漁場基点天第 5 0 号 (上天草市大矢野町維和千束の陸岸と交わるところ) と天第 2 9 9 号 (上天草市大矢野町野牛島北東端) を見通した線から天第 5 0 号を基点として右へ 2 3 5 度 1 0 分の線が上天草市大矢野町維和千束の陸岸と交わるところ)
 基点 2 熊本県漁場基点天第 5 0 号 (熊本県漁場基点天第 3 7 号 (上天草市大矢野町野牛島南端) と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第 3 7 号を基点として右へ 2 8 6 度 4 0 分の線と天第 4 0 号 (上天草市大矢野町登立治郎田鼻突と堤東側突端) と上天草市大矢野町禿島南端を見通した線から天第 4 0 号を基点として右へ 3 9 度 1 5 分の線との交点 (大桜鼻南端))
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 0 8 度 4 5 分・1 0 5 メートルのところ
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 1 8 度 5 分・1 5 0 メートルのところ
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 2 度 5 5 分・1 6 4 メートルのところ
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 8 度 4 5 分・1 5 8 メートルのところ
 オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 3 0 分・1 2 0 メートルのところ
 カ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 1 0 度 3 0 分・8 0 メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町
 3 制限又は条件
 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 3 6 4 号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 かに養殖業
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 9 2 号 (熊本県漁場基点天第 4 3 号 (神崎鼻南端) と火第 2 号 (宇城市三角町三角港荷島灯台) を見通した線から天第 4 3 号を基点として右へ 9 3 度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ)
 基点 2 熊本県漁場基点天第 4 3 号 (上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 9 8 度・1 2 0 メートルのところ
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 8 度・1 2 0 メートルのところ
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 7 2 度・4 0 メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第 3 6 5 号
 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 かに養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 4 1 2 号 (熊本県漁場基点天第 4 3 号 (神崎鼻南端) と火第 2 号 (宇城市三角町三角港荷島灯台) を見通した線から天第 4 3 号を基点として右へ 2 7 8 度 3 0 分の線が上天草市大矢野町維和梅の木陸岸と交わるところ)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 4 3 号 (上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
- ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 8 度・7 5 メートルのところ
- イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 3 度・9 5 メートルのところ
- ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 3 度 2 0 分・7 0 メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

- 漁場計画番号 天区第 3 6 6 号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 かに養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 3 2 1 号 (熊本県漁場基点天第 5 1 号 (笹島北端) と天第 3 6 号 (上天草市大矢野町横島中鼻東端) を見通した線から天第 5 1 号を基点として右へ 1 6 6 度 3 8 分 2 0 秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わるところ)
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 5 1 号 (上天草市大矢野町笹島北端)
 - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 8 2 度 2 5 分・1 2 7 メートルのところ
 - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 9 3 度 2 5 分・1 2 0 メートルのところ
 - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 2 7 度・9 5 メートルのところ
 - エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 2 9 度 2 0 分・8 4 メートルのところ
 - オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 2 9 度・3 0 メートルのところ
 - カ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 8 5 度・5 0 メートルのところ
 - キ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 9 0 度 3 0 分・5 5 メートルのところ
 - ク 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 6 8 度・9 5 メートルのところ
 - 2 地元地区 上天草市大矢野町
 - 3 制限又は条件
漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第 3 6 7 号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 かに養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
 - (4) 漁場の区域 次の基点 2、ア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 3 9 号 (上天草市大矢野町野牛島北端)
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 4 0 号 (熊本県漁場基点天第 4 9 号 (上天草市大矢野町禿島南端) と天第 3 9 号 (野牛島北端) を見通した線から天第 4 9 号を基点として右へ 4 7 度 3 0 分の線が陸岸と交わるところ (上天草市大矢野町登立治郎田鼻突堤東側突端))
 - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 5 度 3 0 分・5 1 5 メートルのところ
 - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 3 度 1 5 分・5 1 0 メートルのところ
 - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 0 度 1 0 分・5

- エ 50メートルのところ
基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度・640メートルのところ
- オ 55メートルのところ
基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ349度10分・685メートルのところ
- カ 85メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

- 漁場計画番号 天区第368号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
 - (4) 漁場の区域 次のア及びイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第303号(熊本県漁場基点天第37号(野牛島南端)と天第50号(上天草市大矢野町維和大桜鼻南端)を見通した線から天第37号を基点として右へ26度17分40秒の線が上天草市大矢野町維和大桜地先のくをまえび養殖場護岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ211度30分・15メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ226度40分・100メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第369号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
 - (4) 漁場の区域 次の基点1、ア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第292号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度・180メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

- 漁場計画番号 天区第773号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
- 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度・305メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・280メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ32度・145メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度・185メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 7 7 4 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 5 号 (天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
 基点 2 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 3 度・2 8 0 メートルのところ
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 2 度・3 0 5 メートルのところ
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 3 度 1 5 分・5 8 5 メートルのところ
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度・5 5 5 メートルのところ

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 7 7 5 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 5 号 (天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
 基点 2 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度・5 5 5 メートルのところ
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 3 度 1 5 分・5 8 5 メートルのところ
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 7 度 3 0 分・7 6 5 メートルのところ
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 1 5 分・7 4 0 メートルのところ

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 7 7 6 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
 基点 2 熊本県漁場基点天第 4 0 6 号 (熊本県漁場基点天第 2 2 4 号 (天草市倉岳町宮田落人鼻南端) と平瀬島東端を見通した線から天第 2 2 4 号を基点として右へ 2 8 8 度 1 0 分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ)
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 0 7 度 3 0 分・1 9 0 メートルのところ
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 6 度 3 0 分・3 9 0 メートルのところ
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 5 度・3 9 0 メートルのところ
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 1 度・4 0 0 メートルのところ
 オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 1 度 3 0 分・1 9 0 メートルのところ

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。

漁場計画番号 天区第 7 7 7 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 2 2 5 号 (天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
 - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 6 度 3 0 分・3 9
0 メートルのところ
 - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 8 5 度・2 8 0 メー
トルのところ
 - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 7 度・1 3 0 メー
トルのところ
 - エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 6 度・3 1 0 メー
トルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。

漁場計画番号 天区第 7 7 8 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 5 号 (天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
 - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 7 度 3 5 分・7
9 5 メートルのところ
 - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 8 度 1 5 分・9
9 5 メートルのところ
 - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 6 度 5 0 分・1, 0
0 2 メートルのところ
 - エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 8 度 3 0 分・8 0 4
メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。

漁場計画番号 天区第 7 7 9 号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
 - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 5 号 (天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
 - 基点 2 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
 - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 0 度 3 0 分・8
0 2 メートルのところ
 - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 2 度 3 0 分・1,
0 0 3 メートルのところ
 - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 8 度 1 5 分・9
9 5 メートルのところ
 - エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 7 度 3 5 分・7
9 5 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。

ならない。

熊本県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町登立字四郎丸12281番、12290番
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項及び第2項の規定により次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項及び第2項の規定により次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
市街化区域に編入する区域
熊本市徳王二丁目、龍田二丁目、龍田四丁目、楡木一丁目、田井島三丁目、良町一丁目、良町四丁目、城山大塘一丁目、新土河原一丁目及び新土河原二丁目の各一部
益城町大字広崎字松山西の全部並びに大字広崎字六本木、字立古閑、字梨木、字府内、字松山峠、字大野久保、字大野、大字古閑字横道、字豊之内、字宅地、大字福富字横道及び大字惣領字南野稲迫の各一部
嘉島町大字上島字同尻、字長池、字芝原、字西塘添及び字東塘添の各一部
菊陽町大字原水字南受の一部
市街化調整区域に編入する区域
熊本市龍田陳内二丁目の一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第528号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年条例第42号）に基づく熊本港官公庁船だまり浮棧橋（東側）に係る使用料の収納事務
- 2 委託の相手方
熊本フェリー株式会社 熊本市新港1丁目2番
- 3 委託期間
平成21年6月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年5月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	山鹿市鹿本町来民字上町 1150番4地先から 同所 1144番1地先まで	前	10.5 ～ 11.5	113.8	やさ道 (交安 1国) (仮設 歩道の 設置)
			後	12.0 ～ 18.0	113.8	
一般国道	445号	八代市泉町柿迫字九十九折藪 8989番35地先から 同町柿迫字松ノ岩 8988番1地先まで	前	3.5 ～ 73.6	1,276.0	地域連 携推進 (バイ パス発 生)
			後	3.5 ～ 73.6	1,276.0	
				6.1 ～ 57.6	1,239.0	
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町滝川字大塚 1292番3地先から 同所 1365番3地先まで	前	14.5 ～ 17.0	30.0	やさ道 交1地 (法面 工)
			後	14.5 ～ 22.2	30.0	

2 区域を変更する期日 平成21年5月29日

熊本県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年5月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市御代志除ノ上 1600番9地先から 同市御代志東海道 1693番1地先まで	前	12.2 ～ 23.7	410.2	交安統 合(現 道拡幅)
			後	12.2 ～ 39.8	410.2	
一般県道	大津西合志線	合志市栄弘山 3798番5地先から 同市御代志東海道 1693番2地先まで	前	15.5 ～ 19.2	178.0	交安統 合(交 差点改 良)
				15.5 ～	178.0	

			後	19.2		
				17.7	188.0	
				～		
				23.9		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県告示第 5 3 1 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市御所浦町横浦字杉浦 6 4 0 番、6 4 1 番 1、6 4 1 番 8

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 5 3 2 号

平成 2 1 年 6 月 1 0 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 5 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 2 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容

ふるさとくまもと応援寄附金

3 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 2 1 年 6 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) V I S A

(2) M a s t e r C a r d

公 告

熊本県公告第 2 7 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

熊本都市計画下水道（嘉島公共下水道）

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 2 7 7 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）第 4 1 条、第 5 1 条第 2 項及び第 4 項の規定により、平成 2 1 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 2 0 歳に満たない者
- (2) 精神障がい又は発作による意識障がいをもたらし、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ たらんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障がいも再発しないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（（1）から（3）までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 法第 5 2 条第 2 項第 1 号の規定に該当するとして狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験の内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、法及び法施行令並びに猟具・鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。
※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみに適性試験及び技能試験を実施する。
- (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
 - ア 狩猟に関する適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - イ 狩猟に関する講習
法及び法施行令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について行う。

3 試験等の日程及び場所

- (1) 狩猟免許試験については、別表 1 のとおり
- (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表 2 のとおり

4 申請手続

- (1) 申請書類の請求先
申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課、熊本県環境生活部自然保護課又は社団法人熊本県猟友会とする。
- (2) 申請書類の提出先
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 第 1 回の狩猟免許試験についての提出先は、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - (イ) 第 2、3 回の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。
ただし、平成 2 1 年 9 月 5 日実施の狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
- (3) 申請書類の受付期限
狩猟免許試験又は狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の 1

- 0 日 前 まで に 必 着 の こ と。
- (4) 提出書類等
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 狩猟免許申請書 1 部
 - (イ) 写真 (申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの) 1 部
 - (ウ) 1 の (2) から (4) までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書 1 部 (銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。)
 - (エ) 80 円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1 部
 - イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査
 - 狩猟免許有効期間更新申請書 1 部
 - ※その他狩猟免許試験の提出書類に同じ。
 - (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
 熊本県手数料条例 (平成 12 年条例第 9 号) の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
 - ア 狩猟免許申請手数料 5,200 円。ただし、既に網猟、わな猟、第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900 円
 - イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,800 円
- 5 試験等当日の携行品
- (1) 受験票
 - (2) 筆記用具
- 6 その他
- (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
 - (2) 不明の点は、熊本県の地域振興局農林 (水産) 部林務 (森林保全) 課又は熊本県環境生活部自然保護課に問い合わせること。

別表 1 狩猟免許試験実施日程及び場所

(1) 第 1 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 21 年 7 月 5 日 (日)	熊本県の各総合庁舎会議室又は熊本県庁行政棟新館 802 会議室
適性・技能試験	平成 21 年 7 月 18 日 (土)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
	平成 21 年 7 月 19 日 (日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
	平成 21 年 7 月 20 日 (月)	熊本県上益城総合庁舎大会議室
	平成 21 年 7 月 21 日 (火)	熊本県天草総合庁舎大会議室

(2) 第 2 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 21 年 8 月 16 日 (日)	熊本県庁行政棟本館 101 会議室
適性・技能試験	平成 21 年 8 月 30 日 (日)	熊本県上益城総合庁舎大会議室

(3) 第 3 回の狩猟免許試験 (わな猟免許のみ)

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 21 年 12 月 17 日 (木)	熊本県庁行政棟本館 101 会議室
適性・技能試験	平成 22 年 1 月 14 日 (木)	熊本県庁行政棟本館 101 会議室

別表 2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成 21 年 7 月 1 日 (水)	植木町生涯学習センター
平成 21 年 7 月 8 日 (水)	熊本県鹿本総合庁舎 3 階大会議室
平成 21 年 7 月 11 日 (土)	熊本県立大学講義棟 2 号館中講義室 2 熊本県菊池総合庁舎大会議室
平成 21 年 7 月 12 日 (日)	熊本県鹿本総合庁舎 3 階大会議室 熊本県菊池総合庁舎大会議室 南小国町自然休養管理センター 芦北町社会教育センター 熊本県球磨総合庁舎大会議室 熊本県天草総合庁舎大会議室

平成 2 1 年 7 月 1 4 日 (火)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成 2 1 年 7 月 1 8 日 (土)	御船町カルチャーセンター
平成 2 1 年 7 月 2 3 日 (木)	八代市坂本支所会議室 五木村役場会議室
平成 2 1 年 7 月 2 6 日 (日)	熊本県玉名総合庁舎 4 階大会議室 高森総合センター 2 階大会議室 熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成 2 1 年 7 月 2 8 日 (火)	熊本県八代総合庁舎 5 階大会議室
平成 2 1 年 7 月 2 9 日 (水)	熊本県八代総合庁舎 5 階大会議室
平成 2 1 年 7 月 3 0 日 (木)	熊本県八代総合庁舎 5 階大会議室
平成 2 1 年 7 月 3 1 日 (金)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
平成 2 1 年 8 月 1 日 (土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室 山都町保健福祉センター「千寿苑」
平成 2 1 年 8 月 2 日 (日)	南阿蘇村役場久木野支所 2 階大会議室
平成 2 1 年 8 月 4 日 (火)	八代市泉支所会議室
平成 2 1 年 8 月 8 日 (土)	熊本県阿蘇総合庁舎 2 階大会議室 山都町蘇陽総合支所会議室
平成 2 1 年 8 月 9 日 (日)	熊本県阿蘇総合庁舎 2 階大会議室
平成 2 1 年 8 月 2 2 日 (土)	熊本県立大学講義棟 2 号館中講義室 2 熊本県上益城総合庁舎大会議室
平成 2 1 年 9 月 5 日 (土)	熊本県立大学講義棟 2 号館中講義室 1

熊本県公告第 2 7 8 号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	橋本 孝明	玉名郡長洲町大字長洲 1 7 6 6 番地 1

熊本県公告第 2 7 9 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 7 条第 1 項の規定により熊本市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名
熊本農業振興地域
- 2 範囲
熊本市平山町、鹿埴瀬町、弓削町、中江町、吉原町、上南部町、小山町、小山四丁目、小山七丁目、戸島町、戸島四丁目、戸島西三丁目、戸島西七丁目、桜木六丁目、秋津町、秋田、画図町大字重富、田迎町大字良町、御幸笛田町、御幸木部町、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸西無田町、近見五丁目、南高江町、元三町、元三町一丁目、元三町五丁目、八幡二丁目、八幡四丁目、荒尾町、荒尾二丁目、白藤五丁目、合志四丁目、城山上代町、上代四丁目、上代五丁目、上代六丁目、上代十丁目、城山大塘五丁目、城山大塘六丁目、城山大塘七丁目、城山下代三丁目、城山下代五丁目、城山半田一丁目、城山半田二丁目、城山半田三丁目、城山半田四丁目、城山薬師一丁目、城山薬師二丁目、小島一丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島四丁目、小島下町、沖新町、松尾町近津、大鳥居町、和泉町、北迫町、立福寺町、太郎迫町、河内町河内、河内町船津、河内町白浜、畠口町、無田口町、並建町、白石町、会富町、護藤町、今町、中無田町、美登里町、内田町、銭塘町、奥古閑町、海路口町及び川口町の全域並びに石原町、石原二丁目、石原三丁目、上南部一丁目、上南部四丁目、下南部二丁目、神園一丁目、長嶺南七丁目、長嶺南八丁目、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山五丁目、小山六丁目、戸島一丁目、戸島二丁目、戸島三丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島七

3 規模

新	1, 5 5 7 ヘクタール
旧	1, 5 8 6 ヘクタール

(別図省略)

4 区域の変更を必要とする理由

熊本都市計画市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農村・担い手支援課及び嘉島町農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 2 8 2 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 7 条第 1 項の規定により益城町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

益城農業振興地域

2 範囲

益城町大字寺中、田原、上陳及び平田の全域並びに大字広崎、古閑、福富、惣領、馬水、安永、宮園、木山、寺迫、杉堂、下陳、福原、赤井、砥川、小池及び小谷の一部（別図に定める範囲）

3 規模

新	3, 9 9 6 ヘクタール
旧	4, 0 3 4 ヘクタール

(別図省略)

4 区域の変更を必要とする理由

熊本都市計画市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農村・担い手支援課及び益城町農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 2 8 3 号

熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）第 3 6 条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成 1 0 年熊本県告示第 8 2 6 号）第 7（2）の規定により、平成 2 0 年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

(単位:件)

区 分	請求・申出に対する決定等件数	請求・申出に対する決定等の内容						開示率(%)
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中	
開示請求	1,247 (678)	677 (362)	401 (172)	14 (23)	118 (93)	37 (28)	0 (0)	98.7 (95.9)
開示申出	13 (18)	5 (3)	2 (9)	1 (0)	5 (1)	0 (5)	0 (0)	87.5 (100)
合 計	1,260 (696)	682 (365)	403 (181)	15 (23)	123 (94)	37 (33)	0 (0)	98.6 (96.0)

* ()内の数字は、平成19年度の状況。

* 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて
任意的開示を求める申出をいう。

* 開示率の算定式 [(全部開示) + (部分開示)] ÷ [(請求件数) - (不存在) - (取下げ) - (処理中)]

* 請求・申出1,260件中、235件がくまもと電子申請窓口 よろず申請本舗を利用した電子請求。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求	請求に対する決定等の内容						開示申出	申出に対する決定等の内容						
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中	
総合政策局		8	5	1		2		0								
総務部		63	24	24		14	1	2	1	1						
地域振興部		15	4	9		2		0								
健康福祉部		93	46	30	6	8	3	1	1							
環境生活部		55	21	16		13	5	4	2		1	1				
商工観光労働部		18	11	6		1		0								
農林水産部		59	43	15		1		1		1						
土木部		232	170	25	2	29	6	1				1				
出納局		0						0								
企業局		12	3	6		3		0								
地域振興局		405	257	130	1	3	14	2	1			1				
小計		960	584	262	9	76	29	0	11	5	2	1	3	0	0	0
議会		1		1				0								
教育委員会		178	64	104		4	6	0								
選挙管理委員会		25	13	6		6		2				2				
人事委員会		7	2			5		0								
監査委員		7	1	5			1	0								
公安委員会		0						0								
警察本部長		51	5	21	2	22	1	0								
労働委員会		0						0								
収用委員会		0						0								
海区漁業調整委員会		0						0								
内水面漁場管理委員会		0						0								
病院事業の管理者		2	2	0				0								
公立大学法人熊本県立大学		1			1			0								
熊本県住宅供給公社		15	6	2	2	5		0								
熊本県道路公社		0						0								
合計		1,247	677	401	14	118	37	0	13	5	2	1	5	0	0	0

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成19年度末 現在審理継続中 のもの	平成20年度中 の申立て	決 定				取下げ	平成20年度末 現在審理継続中 のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
79件(7人)	2件(1人)	0	3	0	1	0	77件(3人)

* () 内は不服申立人の人数

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	1, 5 4 7
	枚 数	9 5, 5 6 5
行政資料の有償頒布の状況	件 数	1, 1 9 7
	冊 数	2, 1 1 7

5 審議会等の公開の状況

1 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況				公 開 率
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定	
1 6 0 (1 6 7)	7 5 (8 0)	2 3 (2 4)	4 5 (4 5)	1 7 (1 8)	6 9 % (7 0 %)

2 会議の公開の状況

平成 2 0 年度に会議を開いた審議会等の数	1 2 2 (1 2 6)	
延べ開催回数及びその公開の状況	5 4 7 回 (5 8 0 回)	
	公開	1 5 2 回
	一部公開	1 5 回
	非公開	3 8 0 回
	現地審議等	0 回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	2 6 9 人 (1 5 5 人)	

* () 内の数字は、平成 1 9 年度の状況。

* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

* 指針の対象となる審議会等の総数については、平成20年度中に廃止された10の審議会等を含む。

$$* \text{公開率} = \frac{\text{公開} + \text{一部公開}}{\text{公開} + \text{一部公開} + \text{非公開}}$$

熊本県公告第284号

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第42条の規定により、平成20年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。
平成21年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件数
知 事	総合政策局	23
	総務部	94
	地域振興部	43
	健康福祉部	374
	環境生活部	94
	商工観光労働部	70
	農林水産部	170
	土木部	116
	出納局	2
	企業局	10
	地域振興局	13
	小計	1,009
議会	11	
教育委員会	103	
選挙管理委員会	5	
人事委員会	10	
監査委員	3	

公安委員会	1
警察本部長	112
労働委員会	5
収用委員会	1
熊本県有明海区漁業調整委員会	2
天草不知火海区漁業調整委員会	2
内水面漁場管理委員会	2
公立大学法人熊本県立大学	18
病院局	2
合 計	1,286

(注) 登録対象事務とは、条例第 6 条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの。」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位：件)

請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容					開示率(%)
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	
47 (28)	13 (10)	22 (14)	5 (0)	7 (3)	0 (1)	87.5 (100.0)

* 開示率の算定式 [(全部開示) + (部分開示)] ÷ [(請求件数) - (不存在) - (取下げ)]

* () 内は平成 19 年度の状況。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求 に対する 決定等	請求に対する決定等の内容				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知 事	総合政策局	0					
	総務部	2		1	1		
	地域振興部	0					
	健康福祉部	9	5	3		1	
	環境生活部	1				1	
	商工観光労働部	0					
	農林水産部	1	1				
	土木部	0					
	出納局	0					
	企業局	0					
	地域振興局	0					
	小 計	13	6	4	1	2	0
	議会	0					
教育委員会	12	5	1	3	3		
選挙管理委員会	0						
人事委員会	0						
監査委員	0						
公安委員会	1	1					
警察本部長	20	1	17		2		
労働委員会	0						
収用委員会	0						
海区漁業調整委員会	0						
内水面漁場管理委員会	0						
公立大学法人熊本県立大学	0						
病院局	1			1			
合 計	47	13	22	5	7	0	

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 1 9 年 度末現在審 理継続中の もの	平成 2 0 年 度中の申立 て	決 定				取下げ	平成 2 0 年 度末現在審 理継続中の もの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
5	0	0	0	5	0	0	0

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員選考考査	2	73	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	6	263	
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	0	11	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	2	32	
熊本県准看護師試験	10	483	
歯科技工士試験	5	29	
熊本県調理師試験	29	745	
熊本県製菓衛生師試験	0	46	
熊本県ふぐ処理師試験	10	51	
登録販売者試験	18	2,319	
毒物劇物取扱者試験	18	326	
熊本県クリーニング師試験	3	26	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	8	
熊本県ジュニアチャレンジ事業 高校生ボランティアリーダー選考会	0	32	
主任計量者試験	0	5	
採石業務管理者試験	1	95	
砂利採取業主任者試験	0	6	
熊本県職員採用候補者選考試験(技術職員)	0	25	
職業訓練指導員試験	1	28	
技能検定試験	4	2,881	
熊本高等技術訓練校訓練生入校選考	3	92	
熊本県立技術短期大学校一般入試	8	109	

熊本県立技術短期大学校推薦入試	21	109	
農業大学校入学者選抜試験	2	90	
農業機械士技能検定	0	39	
農薬指導士認定試験	0	97	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	32	
熊本県非常勤職員採用試験	7	496	
計	150	8,548	

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県非常勤職員採用試験	1	1	
計	1	1	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県教育委員会非常勤職員採用試験	3	63	
熊本県教育委員会臨時職員採用試験	1	8	
計	4	71	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
職員採用試験(大学卒業程度)	106	664	
職員採用試験(短大卒業程度)	1	56	
職員採用試験(高校卒業程度)	23	239	
職員採用試験(警察官A)	92	1,126	
職員採用試験(警察官B)	51	618	
身体障害者を対象とする職員選考試験	4	30	
計	277	2,733	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県警察職員選考採用試験	4	49	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	1	39	
警備員検定	56	57	
改正警備業法附則第5条の規定による審査	20	44	
警備員指導教育責任者講習修了考査	51	72	
機械警備業務管理者講習修了考査	0	4	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	14	130	
駐車監視員資格者認定審査	—	—	未実施
駐車監視員資格者講習の修了考査	—	—	未実施
教習指導員資格審査	0	61	
技能検定員資格審査	0	31	

停止処分者講習	7	5,151	
運転免許試験	2,008	43,890	
原付免許試験(署)	239	313	
小型特殊免許試験(署)	—	—	未実施
熊本県警察臨時職員採用試験	0	37	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」	0	3	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」以外	3	94	
計	2,403	49,975	

その他(各種委員会等)

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県各種委員会等臨時職員採用試験	0	12	
計	0	12	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
一般選抜試験	57	991	
大学院特別選抜試験	8	76	
計	65	1,067	

総 計	2,900	62,407	
-----	-------	--------	--

(注)

- 本表は、平成20年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成21年度にまたがったものも含む。
- ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成19年度中に実施した試験についての実績を計上している。

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

(単位：件)

請求件数	請求に対する決定等の内容				訂正率(%)
	全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ	
0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (0.0)

* 訂正率の算定式 [(全部訂正) + (部分訂正)] ÷ [(請求件数) - (取下げ)]

* () 内は平成19年度の状況。

7 自己情報訂正請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位：件)

実施機関名	区分	訂正請求	請求に対する決定等の内容			
			全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
知事	総合政策局	0				
	総務部	0				
	地域振興部	0				
	健康福祉部	0				
	環境生活部	0				
	商工観光労働部	0				
	農林水産部	0				
	土木部	0				
	出納局	0				
	企業局	0				
	地域振興局	0				
	小計	0	0	0	0	0
議会		0				
教育委員会		0				
選挙管理委員会		0				
人事委員会		0				
監査委員		0				
公安委員会		0				
警察本部長		0				
労働委員会		0				
収用委員会		0				
海区漁業調整委員会		0				
内水面漁場管理委員会		0				
公立大学法人熊本県立大学		0				
合計		0	0	0	0	0

8 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

9 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0 件

10 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

11 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位：件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)

* () 内は平成 1 9 年度の状況。

熊本県公告第 2 8 5 号

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村総室行政班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 1 年 3 月 1 9 日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地
財団法人地方自治情報センター
東京都千代田区一番町 2 5
- 5 契約に係る契約金額
6 9 , 1 9 2 , 5 4 7 円（うち消費税及び地方消費税の額 3 , 2 9 4 , 8 8 3 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定による。

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第 5 号

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則
銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成 1 3 年熊本県公安委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 3 条第 5 項」の次に「及び同項を準用する規則第 2 条の 2 第 3 項」を加える。

第 8 条第 1 項中「第 9 条の 8 第 1 項」を「第 9 条の 4 第 1 項」に、「第 9 条の 1 2 第 1 項」を「第 9 条の 9 第 1 項」に改める。

第 1 3 条中「第 5 条の 4 第 1 項ただし書き」を「第 9 条の 5 第 3 項又は同項を準用する法第 9 条の 1 0 第 3 項」に改める。

第 1 5 条の次に次の 2 条を加える。

（報告徴収及び受診命令）

第 1 6 条 公安委員会は、法第 1 2 条の 3 の規定により、報告を求める場合にあっては報告徴収書（別記様式第 1 9 号）、医師の診断を受けるべきことを命ずる場合にあっては受診等命令書（別記様式第 2 0 号）により行うものとする。

（医師の指定）

第 1 7 条 法第 1 2 条の 3 の診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する政令で定める病気（政令第 5 条の 2 第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師
政令第 5 条の 2 第 3 号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 6 項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

- 2 前項の指定の期間は 3 年以内とし、再指定を妨げない。
- 3 公安委員会は、第 1 項の指定を行ったときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

- (1) 医師の氏名
- (2) 診断を行う医療機関の名称及び所在地
- (3) 診断の対象者
- (4) 指定年月日及び指定期間

別記様式第 1 8 号の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 1 9 号

熊本県公安委員会達第 号	
	住 所
	氏 名

生年月日

報 告 徴 収 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 1 2 条の 3 の規定により、次のとおり報告を求めます。

- 1 報告を求める理由
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

別記様式第 2 0 号

熊本県公安委員会達第 号

住 所

氏 名

生年月日

受 診 等 命 令 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 1 2 条の 3 の規定により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。

- 1 受診を命ずる理由
- 2 受診する指定医の氏名並びに当該指定医が勤務する医療機関の名称及び所在地
- 3 報告の期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

附 則
この規則は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 1 3 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年熊本県人事委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表合志市の項中

教育委員会	事務局	局長 教育審議員 課長
-------	-----	-------------

を

教育委員会	事務局	部長 教育審議員 課長 指導主事
-------	-----	------------------

に改め、

同表長洲町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。） 保育所	会計管理者 課長 総務課長補佐 所長
------	--------------------	-----------------------

を

教育委員会	事務局 中央公民館 給食センター 総合スポーツセンター	教育長 課長 館長 所長 所長
-------	--------------------------------------	--------------------------

町長部局	本庁（会計課を含む。） 保育所	会計管理者 課長 総務課審議員 総務課課長補佐 所長
------	--------------------	-------------------------------

に改め、

教育委員会	事務局 中央公民館 総合スポーツセンター	教育長 課長 館長 所長
-------	----------------------------	--------------------

同表菊陽町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 町民センター	会計管理者 部長 課長 室長 総務課課長補佐（人事係及び財政係の業務を担当する課長補佐に限る。） 人事秘書係長 財政係長 支所長 所長
------	---------------------------------	--

を

町長部局	本庁（会計課を含む。） 支所	会計管理者 部長 課長 室長 総務課課長補佐（人事係及び財政係の業務を担当する課長補佐に限る。） 人事秘書係長 財政係長 支所長
------	-----------------------	--

に改め、

別表一部事務組合の表熊本県市町村総合事務組合の項職名の欄中「事務局次長 課長」を「事務局次長 首席審議員 課長」に改め、同表八代生活環境事務組合の項職名の欄中「衛生センター所長 斎場長 総務課課長補佐」を「衛生センター所長 総務課課長補佐 庶務係長」に改め、同表人吉球磨広域行政組合の項中

事務局	局長 次長 課長 総務課課長補佐（総務係又は財政係を担当する課長補佐に限る。） 総務係長 財政係長
-----	---

を

事務局	会計管理者 局長 次長 課長 総務課課長補佐（総務係又は財政係を担当する課長補佐に限る。） 総務係長 財政係長
-----	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成 21 年 5 月 29 日

有明海自動車航送船組合
 管 理 者 元 重 雅 博

有明海自動車航送船事業の平成 20 年度下半期（平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 194,406 台、車両収入 472,986,580 円、同乗旅客数 240,134 人、同乗旅客収入 89,225,570 円、一般旅客数 39,759 人、一般旅客収入 16,221,280 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 10,771 台（5.2%）の減、車両収入 23,841,720 円（4.8%）の減、同乗旅客数 25,564 人（9.6%）の減、同乗旅客収入 5,628,140 円（5.9%）の減、一般旅客数 4,505 人（10.2%）の減、一般旅客収入 1,926,090 円（10.6%）の減となる。

(2) 職員数（平成 21 年 3 月 31 日現在）

一般職員 13 人
 船舶職員 35 人
 合 計 48 人

(3) 条例、規則の制定改廃

有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年組合条例第 1 号）

(4) 議会議決事項

平成 21 年 2 月 10 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 1 回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第 1 号 有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
 第 2 号 平成 21 年度有明海自動車航送船事業会計予算

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表 1
 イ 貸借対照表 別表 2

(6) 平成 21 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表 3

別表 1

平成 20 年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
(平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)

単位：円

1	営業収益			
		550,888,981		
(1)	運航収入	(1,143,417,937)		
		8,686,534	559,575,515	
(2)	運航雑入	(15,476,732)	(1,158,894,669)	
2	営業費用			
		2,197,932		
(1)	一般管理費	(4,773,081)		
		363,299,021		
(2)	運航経費	(767,333,290)		
		188,954,292	554,451,245	
(3)	運航管理費	(374,206,883)	(1,146,313,254)	
	営業利益			5,124,270
				(12,581,415)
3	営業外収益			
		3,297,599		
(1)	受取利息及び配当金	(5,357,599)		
		5,371,995	8,669,594	
(2)	雑収入	(6,697,605)	(12,055,204)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(666,038)		
		0	0	8,669,594
(2)	雑支出	(0)	(666,038)	(11,389,166)
	経常利益			13,793,864
				(23,970,581)
5	特別損失			
		2,967,000	2,967,000	2,967,000
(1)	臨時損失	(2,967,000)	(2,967,000)	(2,967,000)
	当年度純利益			10,826,864
				(21,003,581)
	前年度繰越欠損金			855,382,391
				(865,559,108)
	当年度未処理欠損金			844,555,527
				(844,555,527)

() は決算見込み

別表 2

平成 20 年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（平成 21 年 3 月 31 日）

単位：円

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	船 舶	2, 293, 663, 687		
	減価償却累計額	<u>2, 173, 334, 287</u>	120, 329, 400	
ロ	土 地		12, 163, 141	
ハ	建 物	791, 026, 618		
	減価償却累計額	<u>261, 355, 082</u>	529, 671, 536	
ニ	構 築 物	228, 639, 290		
	減価償却累計額	<u>188, 072, 260</u>	40, 567, 030	
ホ	備 品	37, 104, 359		
	減価償却累計額	<u>26, 599, 139</u>	10, 505, 220	
ヘ	機 械 装 置	5, 840, 400		
	減価償却累計額	<u>5, 548, 380</u>	<u>292, 020</u>	
	有形固定資産合計			713, 528, 347
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	電 話 加 入 権		<u>757, 600</u>	
	無形固定資産合計			757, 600
(3)	投 資			
イ	出 資 金		<u>10, 200, 000</u>	
	投資合計			<u>10, 200, 000</u>
	固定資産合計			724, 485, 947
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		631, 222, 235	
(2)	未 収 金		11, 554, 396	
(3)	前 払 金		120, 000	
(4)	有 価 証 券		430, 000, 000	
(5)	そ の 他 流 動 資 産		<u>1, 000, 000</u>	
	流動資産合計			<u>1, 073, 896, 631</u>
	資 産 合 計			<u>1, 798, 382, 578</u>

負 債 の 部		
3 固 定 負 債		
(1) 退職給与引当金	596,642,684	
(2) 修繕準備引当金	<u>17,011,843</u>	
固定負債合計		613,654,527
4 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	158,214,946	
(2) 預 り 金	2,891,505	
(3) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		<u>162,106,451</u>
負債合計		775,760,978
資 本 の 部		
5 資 本 金		
(1) 自己資本金	1,855,650,000	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>0</u>	
借入資本金合計		<u>0</u>
資本金合計		1,855,650,000
6 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,727,127	
ロ 工事負担金	800,000	
ハ 補助金	<u>1,000,000</u>	
資本剰余金合計		11,527,127
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 当年度未処理入庫金	<u>844,555,527</u>	
利益剰余金合計		<u>△ 844,555,527</u>
剰余金合計		<u>△ 833,028,400</u>
資本合計		<u>1,022,621,600</u>
負債資本合計		<u>1,798,382,578</u>

別表 3

平成 21 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第 1 条 平成 21 年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間航海数	14,300	回
(2) 年間輸送台数	406,000	台
(3) 年間輸送同乗旅客数	528,000	人
(4) 年間輸送一般旅客数	82,000	人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事業収益		1,222,744	千円
第 1 項 営業収益		1,213,543	千円
第 2 項 営業外収益		9,201	千円
	支	出	
第 1 款 事業費		1,126,193	千円
第 1 項 営業費用		1,065,816	千円
第 2 項 営業外費用		30,377	千円
第 3 項 予備費		30,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額 14,000 千円は、過年度分損益勘定留保資金 14,000 千円で補てんするものとする。)

	支	出	
第 1 款 資本的支出		14,000	千円
第 1 項 建設改良費		12,000	千円
第 2 項 企業債償還金		0	千円
第 3 項 予備費		2,000	千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電 照 案 内 看 板	平成 21 年度	200 千円
	平成 22 年度	200 千円
	平成 23 年度	200 千円
	平成 24 年度	200 千円
	平成 25 年度	200 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	455,575	千円
(2) 交際費	400	千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

熊本県教育委員会訓令第 9 号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁文書規程（昭和 3 6 年熊本県教育委員会訓令第 5 0 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条第 1 0 号中「文書管理システム」の次に「又はグループウェアシステム」を加え、
同条第 9 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) グループウェアシステム 電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保
存、廃棄その他県立学校における文書管理に関する事務の一部の処理を行うシ
ステムで熊本県教育庁教育政策課長が管理するものをいう。

第 8 条第 1 項第 4 号中「（別記第 5 号様式）」の次に「又はグループウェアシステム」
を加える。

第 6 3 条第 1 項中「第 2 5 条まで及び第 2 9 条」を「第 2 5 条まで、第 2 9 条及び第 2
9 条の 2」に改め、同条第 2 項の表中第 1 4 条、第 1 5 条の部の次に次のように加える。

第 1 4 条、 第 2 9 条の 2	文書管理システム	文書管理システム又はグループウェアシステム
------------------------	----------	-----------------------

第 6 6 条第 2 項表中第 4 8 条第 3 項、第 4 項、第 5 項の部の次に次のように加える。

第 4 8 条 第 5 項	文書管理システム	文書管理システム又はグループウェアシステム
------------------	----------	-----------------------

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3
7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参
加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

熊本県教育長 山 本 隆 生

1 調達する特定役務の名称等

(1) 名称

熊本県・市町村体育施設等予約システム運営委託業務 一式

(2) 概要

熊本県・市町村体育施設等予約システムに係る運営（保守を含む）、ファシリテ
ィ及びハードウェア/ソフトウェア提供、ヘルプデスクの業務等を委託する。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成
1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資
格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要
綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所に持参
又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話 096-333-2581（ダイヤルイン）

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成21年5月29日(金)から平成21年6月12日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日まで行う。

熊本県教育委員会公告第1号

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成21年5月29日

熊本県教育長 山本 隆生

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県・市町村体育施設等予約システム運営委託業務 一式
- (2) 概要
熊本県・市町村体育施設等予約システムに係る運営(保守含む)、ファシリテイ及びハードウェア/ソフトウェア提供、ヘルプデスクの業務等を委託する。
- (3) 委託業務の内容
入札説明書及び要件書のとおり。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成27年3月31日まで
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県・市町村体育施設等予約システム運営委託業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び要件書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として業務委託等(17)情報処理業務(①情報システム全般の設計、開発、維持管理)に登録された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 4の(5)のアの時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所

熊本県教育庁体育保健課総務係(熊本県庁行政棟新館6階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2709(ダイヤルイン)

4 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要件書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成21年5月29日(金)から平成21年6月12日(金)までの日(県の休

日を除く。)の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

3 に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成 2 1 年 6 月 4 日 (木) 午前 1 1 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 1 0 階 TV 会議室

ウ その他

出席者は 1 社につき 2 人までとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 2 1 年 7 月 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 1 0 階 TV 会議室

ウ その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち合わないときは、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。

(5) 入札書及び提案書の提出方法

4 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 2 1 年 7 月 8 日 (水) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

5 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を 4 の (5) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。

イ 総合評価のための提案書の内容が、要件書の要求をすべて満たしているか否か等を判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に示す各項目の評価に応じ 8 4 0 点の範囲内で技術点を与える。

ウ 入札価格については、「3 6 0 点 × (1 - 入札価格 × 1. 0 5 / 予定価格)」により点数化し、価格点を与える。

エ 上記ア及びイにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。

オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点が最も

高い者を落札者とする。また、技術点及び価格点の合計点数及び技術点の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Operations of the Reservation Systems of the Athletic Facilities used jointly by Kumamoto Prefecture and Municipalities
- (2) Period of commission:
From the day of contract through March 31, 2015
- (3) Date and place to submit bidding proposal:
Date: 1:30 p.m., July 9, 2009
- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:
Bidding proposal must arrive no later than July 8, 2009, 5:00 p.m.
- (5) Language and currency to be used for bidding:
Language: Japanese
Currency: Japanese currency only
- (6) Contact information:
Physical Health Education Division
Board of Education
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-shi
Kumamoto-ken, Japan, 862-8570
Phone: 096-333-2709

別記 落札者決定基準

熊本県・市町村体育施設等予約システム運営委託業務 評価基準

大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
1. 本業務に対する提案者の理解及び作業計画の考え方	1. 提案者の理解	本業務の受託に当たっての考え方や実施方針について、提案者の業務に関する深度ならびに熟度を評価する。	重要	40
	2. 委託業務項目とスケジュール	本業務を遂行するにあたり、提案者が必要と考える作業内容、スケジュールについて、具体的に記述され、十分であるか評価する。	重要	40
	3. 体制	提案者の体制及び経験等について具体的に記述され、十分であるか評価する。	重要	40
小 計				120
2. システム要件に関すること	1. 機能証明書	別添資料8「システム機能証明書」が全て、○が記入されていること。 (なお、クレジット決済機能は、必須要件扱いではない)	必須	—
	2. システムの設計方針	一般利用者が、利用したい施設等を探す場合の操作性、視認性の観点から使いやすいシステムにするための設計方針の具体性、論理性を評価する。合わせて、アクセシビリティへの熟度を評価する。	最重要	80
	3. 特定利用者に関する利用制限について	特定利用者(設備の破損や迷惑行為等による要監視利用者)の管理方法や利用制限に関して、業務に即した機能かどうかについて評価する。	最重要	80
	4. 携帯電話対応の業務範囲と操作性等	携帯電話にて行える業務範囲とその操作性、視認性について評価する。	最重要	80
	5. 施設の交通アクセス方法の案内に関する情報	施設の交通アクセス案内のための利便性について評価する。	重要	40
	6. 一般利用者の操作性	一般利用者が、目的の施設を探す場合の検索方法や予約を容易にできるよう工夫している点について評価する。	重要	40
	7. キャンセル管理機能	予約された施設・設備等がキャンセルとなった場合に、施設を効果的に再利用するために工夫している点について、業務に即した機能かどうかについて評価する。	重要	40

熊本市・市町村体育施設等予約システム運営委託業務 評価基準

	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
11	2. システム要件に関する こと	8. 抽選管理機能	抽選機能について、様々な設定（市外居住など非優先利用者等）ができるよう工夫している点について、業務に即した機能かどうかについて評価する。	重要	40
12		9. メール送信機能	利用者（県民・市民）へメールを利用してお知らせする機能について、どのような場面で利用しているか、業務に即した機能かどうかについて評価する。	普通	20
13		10. コミュニケーション機能	一般利用者による情報発信など、施設の利用促進に結びつく利用者間のコミュニケーション機能について、工夫している点について評価する。	重要	40
14		11. パーソナライズ機能	パーソナライズ機能として、工夫している点について評価する。	重要	40
15		12. 施設管理者機能（当該施設の情報検索・確認）	施設管理者が、管理する施設等の情報の検索や確認する場合の操作性、視認性の観点から業務に即した機能かどうかについて評価する。	重要	40
16		13. システム管理者機能（複数自治体の管理）	システム管理者が、複数自治体を管理するために必要な機能について、操作性、視認性の観点から業務に即した機能かどうかについて評価する。	重要	40
小 計					580
17	3. 運用・保守等の考え方	1. 運用保守のコスト低減等	運用保守について、コスト低減に資する考え方について、その効果と有効性を評価する。	最重要	80
小計					80
18	4. その他	1. 受託実績	類似業務の受託実績について、同等規模の実績を評価する。	重要	40
19		2. 追加提案	業務に即した有用な提案かどうかについて評価する。	普通	20
小計					60
合計					840